

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実 ①地域医療体制の確保

国への提案事項

1 新たな地域医療構想の実現等に向けた財政支援の拡充

(1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 新たな地域医療構想における医療機能の分化・連携の実現に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。
- 大規模な再編を伴う地域の基幹的な病院整備については、地域医療構想の推進に大きな役割を果たす一方、近年の建築物価の高騰を受け、現状の地域医療介護総合確保基金の支援制度のみでは財政的負担が大きいことから、支援制度の新設・拡充を図ること。

(2) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の拡充

- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく病院の整備について、病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置の措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度の拡充を図ること。

(3) 公立病院の持続可能な経営への支援の拡充

- 保険医療機関は、物価高騰の影響を価格転嫁できない中で、非常に厳しい経営を強いられており、公立病院が政策医療を持続的に提供できるよう、診療報酬改定の影響について実態把握を行った上で、物価上昇が診療報酬に十分反映されていない場合は、適切に評価されるよう改定を実施するとともに、改定までの間にも財政支援を講じること。
- 運営費に対する交付税措置の更なる拡充や、病院事業債(経営改善推進事業)について、経営改善までの間における制度延長や償還年限等の借入条件の緩和などによる支援を講じること。

国への提案事項

2 高額な放射線治療装置によるがん治療について

(1) 地域がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し

- がん医療においては、機能の均てん化と共同利用の集約化を図りながらも、病院間の機能分化や連携による地域完結型医療の実現と、がん診療連携拠点病院の持続可能な経営との両立を図る必要がある。
- 施設単位の診療実績としている現在の指定要件では、とりわけ高額な医療資源である放射線治療機器の効率的・効果的な活用や、医療機関の安定的経営を阻害する要因ともなっていることから、診療実績を、連携する病院単位の弾力化するなど、病院間の患者紹介や機能分化を促進し、質の高いがん医療の提供体制を構築できるよう指定要件を見直すこと。

(2) 高額な放射線治療装置の更新費用に対する財政支援

- 高齢化の進展に伴い、がん医療における放射線治療患者は今後も増加が見込まれる中、近年の物価高騰や為替変動により、放射線治療装置の価格も大幅に高騰している。
- がん医療の均てん化に資する設備投資が、翻って医療機関の経営を圧迫する要因となっていることから、拠点病院における放射線治療装置の更新に係る支援制度を新設すること。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省】

1 新たな地域医療構想の実現等に向けた財政支援の拡充

現状

- 無医地区数は全国ワースト2位
広島県内の無医地区数：2023年53か所
- 若手医師が減少
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率：
2002年→2022年 88.8%(全国 111.9%、広島市 94.2%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い
広島県の現場滞在時間30分以上の割合：10.1%(2023年)
…政令市のある都道府県ワースト7位/16
- 医師の働き方改革の開始(2024年4月～)
時間外勤務の年の上限時間：救急医療等は1,860時間
- 病院の厳しい経営状況
令和8年度の診療報酬改定では、物価や賃金の上昇、
経営状況等の影響を踏まえた引き上げが行われたが、
病院の運営コストはこれを上回って上昇している。

広島県の取組

- 広島県においては、広島都市圏の複数の医療機関の再編等により、高度な医療や様々な症例を集積する新病院を整備し、医療人材の確保・育成・派遣等を通じ、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目標とする「高度医療・人材育成拠点」基本計画に基づき、新病院の設計等を進めている。

課題

- 都市部における複数の医療機関の統合を伴う基幹病院の整備にあたっては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に係る医療や民間病院では限界のある高度・先進医療、へき地医療、広域的な医師派遣等の役割を担うことに加え、近年の物価や人件費、建築単価の大幅な上昇により病院運営に必要なコストの増大が見込まれる。
- このため、地域の医療に必要な基幹病院の安定的な経営に向け、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化に係る財政措置等、財政的な支援制度の更なる充実が必要となっている。

【公立病院を中心とした機能分化・連携に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債 (特別分)	元利償還金の40% (建築単価85万円/㎡以下) 【参考】通常分 元利償還金25%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

(参考)「高度医療・人材育成拠点」基本計画のR7.10改訂後における新病院の建築単価は約110万円/㎡

- 公的価格である診療報酬により運営される医療機関は、物価高騰等の影響を価格転嫁できないという構造的課題がある中で、公立・民間を問わず極めて厳しい経営状況となっていることから、経営基盤の強化等に向けた対応が急務となっている。
- 地域医療提供体制を確保するため、収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援する病院事業債(経営改善推進事業)が令和7年度に創設されたが、発行期間が令和9年度までとされているため、経営改善までの間における制度延長など、活用にあたり柔軟な対応をお願いしたい。

1 新たな地域医療構想の実現等に向けた財政支援の拡充

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実

① 地域医療体制の確保

「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9策定、R7.10改訂)の概要

1 新病院(高度医療・人材育成拠点)の概要

整備予定地 広島市東区二葉の里三丁目

コンセプト

- 標準治療が確立された症例のみならず、難易度の高い症例が集積された高度急性期・急性期機能を担うハイボリュームセンターとして、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する。
- 広島県の医療を支える医療人材の確保・育成や中山間地域をはじめとする県内全域の地域医療を維持するための体制を構築する。

病床規模 859床～1,000床(精神病床38床、感染症病床8床含む)

主な医療機能

- 三次救急及び二次輪番病院のバックアップ “断らない救急”、小児救命救急センター(ER機能併設)、成育医療センター
- がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター、消化器内視鏡センター
- 新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制
- 基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化
- ICT技術を活用したスマートホスピタル ほか

運営形態 一般地方独立行政法人(2025年4月設立)

概算事業費

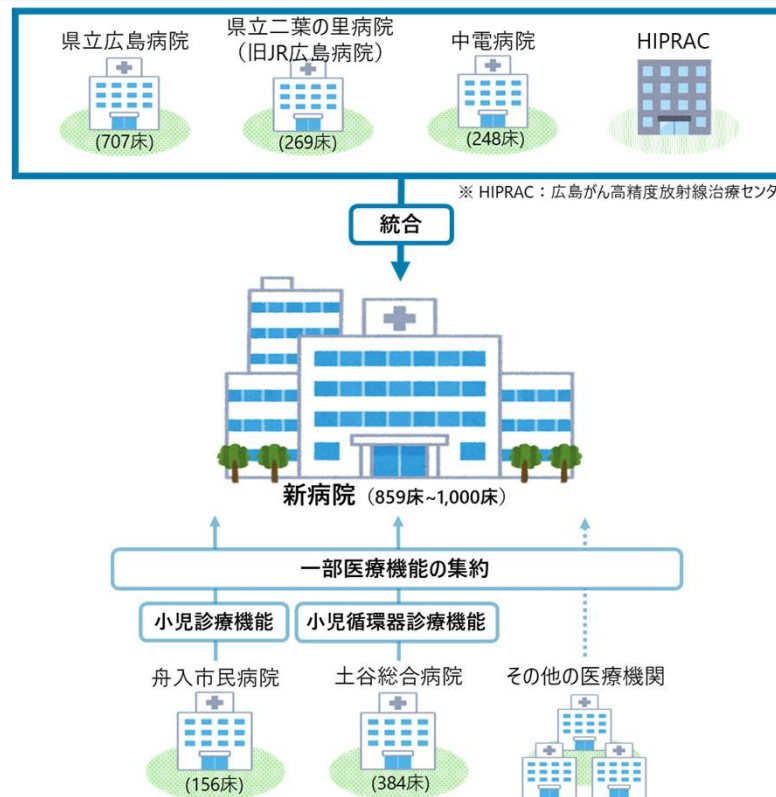
約1,330億円～1,460億円

- 建築工事費: 約890～1,020億円
(設計費、現病院の解体費含む)
- 土地購入費: 182億円
- 医療機器等: 約200億円(システム含む)
- 建物購入費: 58億円(再編病院資産購入)

開院予定 2030年度

2 医療機能の再編計画

○ 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な機能分化と連携による地域完結型医療を実現するため、将来的な医療需要を見据え、医療機能の分化・連携のあり方や医療再編の方向性について、引き続き関係機関との検討を進める。



3 整備スケジュール(見込)

2023年9月基本計画 ⇒ 2027年度建設着工 ⇒ 2030年度新病院開院

2 高額な放射線治療装置によるがん治療について

現状／広島県の取組

- 令和7年度現在、広島県では7圏域全てに、がん診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)又は地域がん診療病院を整備している(図1参照)。
- さらに、平成27年に「広島がん高精度放射線治療センター」を開設し、質の高い先端的な放射線治療や人材育成を行っている(図2参照)。
- 2040年までのがん療法別の将来推計(右グラフ)では、高齢者人口の増加に伴い、放射線治療患者は、約25%増加することが見込まれている(図3参照)。

【図2】



広島がん高精度放射線治療センター

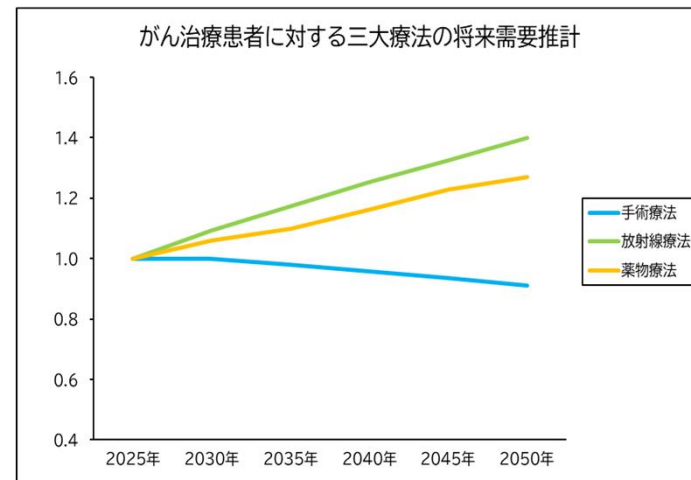
【図1】

がん診療連携拠点病院等配置図(令和7年4月～)

- 二次医療圏名
- ☆ (国指定)都道府県がん診療連携拠点病院 1
- (国指定)地域がん診療連携拠点病院 10
- ◇ (国指定)地域がん診療病院 1
- 県指定がん診療連携拠点病院 1



【図3】



(広島県広島圏域)

2 高額な放射線治療装置によるがん治療について

課題

- 物価高騰や為替変動により、医療機器価格も高騰しており、放射線治療装置の市場価格は、15年で約3倍に上昇している(令和7年3月21日第17回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料より)。
- 現在の拠点病院の指定要件が、施設単位での診療実績を満たすこととされていることで、患者紹介を躊躇し、病院間連携が進まない、設備投資を回収できずに病院経営を圧迫する、などの要因となっている。

【地域がん診療連携拠点病院※の指定要件】

①又は②を概ね満たすこと。

① 診療実績

- ・ 院内がん登録数(年間): 500件以上
- ・ 悪性腫瘍の手術件数(年間): 400件以上
- ・ 放射線治療のべ患者数(年間): 200人以上
- ・ がんに係る化学療法のべ患者数(年間): 1,000人以上
- ・ 緩和ケアチームの新規介入患者数(年間): 50人以上

② 2次医療圏に居住するがん患者のうち、

各施設が占める診療実績の割合: 2割程度以上

⇒ がん診療連携拠点病院に対しては、診療報酬上、

「がん診療連携拠点病院加算」(入院初日500点)が算定される

※ 地域がん診療連携拠点病院

…専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を行う施設として厚生労働省が指定

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実 ②原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

〔被爆者、毒ガス障害者〕

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- ① 弔意事業を充実強化すること
 - 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等、弔意事業の充実強化
- ② 保健医療福祉事業を充実すること
 - 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
 - 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
 - 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」の運営費の充実及び施設・設備整備に対する助成措置
 - これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施
- ③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること
 - 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
 - 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、移転を着実に進めること
- ④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実

② 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費に係る地方公共団体の負担改善

- 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること
 - ・ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

- 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに、次のとおり、財政措置を行うこと
 - ・ 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)
 - ・ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと
 - ・ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

国への提案事項

〔在外被爆者〕

在外被爆者に対する援護措置の充実強化

在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
 - ・ 医療費の申請について、被爆者の実情を踏まえて、更なる申請手続の簡素化を図ること
 - ・ 保健医療助成事業について、国内で助成対象となっている介護保険サービスと同等のサービスについても対象とすること
 - ・ 少なくとも介護施設において医療を提供する場合など介護保険の医療系サービスと同等のサービスを保健医療助成事業の対象とすること
 - ・ 保健医療助成事業について、南米以外の地域も保険料を選択可能にすること
- 各種申請手続について十分に周知し、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

【提案先省庁：外務省、厚生労働省】

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実

②原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

【原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和7年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	12,580人	87.0歳
広島市	35,730人	85.8歳
県全体	48,310人	86.1歳

課題

【原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実

②原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

【在外被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 在外被爆者は、かつては原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による援護の対象外であったが、平成14年の判決を契機に、在外公館等を通じた手当、被爆者健康手帳、原爆症認定等の申請が可能となり、さらに平成28年からは法に基づく医療費の支給が開始となるなど、段階的に改善が進んでいるが、未だに国内で受けられる介護に係る援護に相当する制度がない。
- 法に基づく医療費の利用率が低い。
※利用率:6.6% うち北米3.6%、南米33.3%、その他0%
(韓国を除く。南米は代行申請制度があるため、利用率が高い。)
- 保健医療助成事業では、国により助成対象が異なる。

区分	保険料	医療費
北米	×	○
南米	○	○
韓国	×	○
その他	×	○

【在外被爆者(手帳所持者)数】

・約2,178人(令和7年3月末現在)

課題

【在外被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 次のとおり在外被爆者と国内被爆者に格差が生じている。
 - ・ 国内の被爆者は原爆養護ホームに入居できるほか、介護保険サービスの一部に対して利用料の助成等があり自己負担なくサービスを受けることができるが、在外被爆者に対してはこれらの援護がない。
 - ・ 国内の被爆者は、被爆者健康手帳を提示することで、基本的に自己負担なく必要な医療を受けることができるが、在外被爆者は、自己負担分について、法に基づく医療費の支給申請等を行う必要があり、その手続が煩雑で困難である。
- 次のとおり在外被爆者間においても格差が生じている。
 - ・ 保健医療助成事業において、南米のみ、医療費または保険料を選択できるが、その他の地域では保険料が助成対象外である。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実

② 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

【後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善】

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。

【毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化】

- 毒ガス障害者援護制度(国の要綱により実施)

区分	対象
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ

※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。

課題

【後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善】

- 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。
- 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。

【毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化】

- 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。
 - ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
 - ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。
 - ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実 ③放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

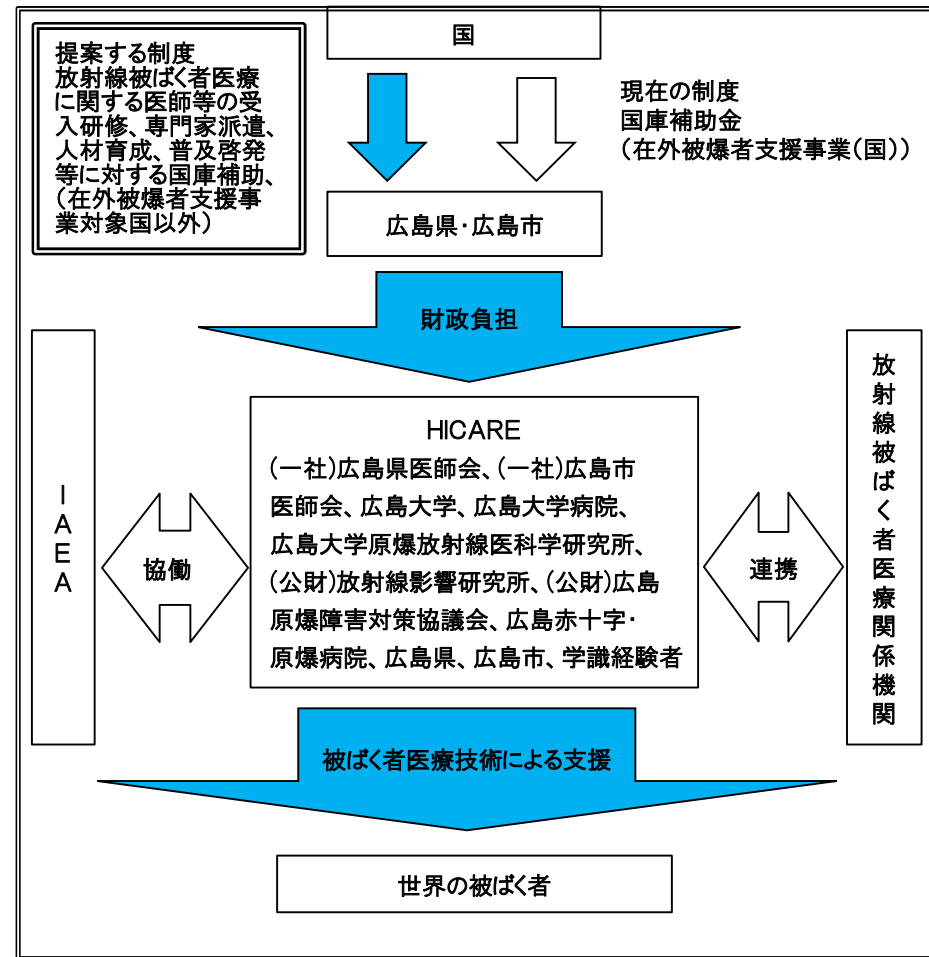
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁：外務省、文部科学省、厚生労働省】

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実

③放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ39か国・地域904名(令和8年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国227名(令和8年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
- ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実 ④「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

【提案先省庁：厚生労働省】

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(3) 医療・介護や福祉の充実

④「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現 状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課 題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4)安全・安心な暮らしづくり ①鉄道ネットワークの在り方等に関する議論

国への提案事項

1 鉄道ネットワークの在り方等の明確化

- 令和8年4月に公表された「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」の取りまとめを受けて、国においては、今後、鉄道ネットワークの基本的な在り方などについて検討を深めることとされている。
- このため、今後の検討に当たっては、次の点について検討を行い、国としての考え方を示すこと。
 - ・将来の国土の在り方を見据え、中山間地域の持続可能性を確保していく観点を踏まえた全国的な鉄道ネットワークの範囲と考え方
 - ・国鉄改革により発足し、会社全体の経営の中でローカル線を維持することが基本とされたJRの経緯や、現在の経営状態などを踏まえたローカル線の維持に関する内部補助の考え方
 - ・JRによる路線の維持が難しい場合、その負担を地方に転嫁するのではなく、鉄道を維持する場合と他の交通モードに転換する場合、それぞれに対する財政支援を含めた国の責任の在り方

国への提案事項

2 地域公共交通の維持・確保等に対するJRの責任

- 地域交通法の基本方針では、仮に鉄道からモード転換した場合、JR各社は、「持続的な運行及び利便性の確保」や、「観光を含めた地域振興」に、十分な協力を行うよう努めると定められているが、地域公共交通と地域の「持続可能性」の確保に向けて、法律等により、JRの責任を明確化すること。

【提案先省庁：国土交通省】

現 状

【国の現状】

- 令和5年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行。
- 法改正では、国が主宰する「再構築協議会」の制度が創設され、ローカル鉄道の在り方について、国も主体的に関与し、協議の場に入って検討を行う仕組みとされた。
- 財政支援については、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への支援が創設されたが、運行経費についての支援はない。
- 令和6年3月、JR西日本からの要請により、芸備線再構築協議会（議長：中国運輸局長）が設置された。
- 令和7年10月、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」（有識者検討会）が設置され、令和8年4月にとりまとめが公表された。

【広島県の現状】

- ローカル線の維持・確保に向けて、沿線市町と連携し、利用促進策を展開。
- 令和3年8月から、JR西日本の申入れを受け、本県・庄原市・岡山県・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を行った。（計6回実施）
- 令和5年2月から、JR西日本に対し、芸備線の利用状況・経営状況等についてヒアリングを実施（計3回実施）
- 芸備線再構築協議会及び幹事会に出席。（計15回開催）

広島県の取組

- 全国知事会や有志知事などとも連携し、様々な機会を通じて、全国的な鉄道ネットワークの在り方などに係る国の考えを明らかにしていただくよう求めてきた。
- R7.4.9 内閣総理大臣への特別要望（有志29道府県）を実施した。
- R7.8.26 国土交通省と地方の意見交換に出席した。
- R7.11.26 国土交通省に意見書（有志28道県）の提出した。
- R8.2.18 国の有識者検討会に出席し、本県の考えを改めて説明した。

課 題

- 鉄道の在り方議論においては、一部線区のみを議論するのではなく、その前提として、国において全国的な鉄道ネットワークの在り方やJRの内部補助の考え方、国の責任について明らかにしていただくことが必要であるが、国の考えが明らかにされていない。
- JRが担う全国的な鉄道ネットワークは、地方創生や、国土の均衡ある発展などに大きく貢献しているが、全国各地で、JRからローカル線の在り方について検討を求める表明が続いている。
- 有識者検討会のとりまとめを受けて、国において、鉄道ネットワークの在り方について検討を深めることとされており、今後の国の検討状況を注視していく必要がある。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4)安全・安心な暮らしづくり ②生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 交通事業者の人手不足に対する財政支援制度の創設

- 厳しい経営状況を抱える交通事業者において、事業者の自助努力による解決は限界があるため、人材の採用・育成のほか、若者や女性などの受入環境整備をはじめとした地域公共交通を担う人材確保を公的に支えるための恒久的な支援制度を創設すること。
【再掲】

2 タクシー利用への助成に対する財政措置の拡充

- 集落の人口が極めて少ないなど、乗合事業が成り立たない地域において、地域内の移動を支えるために住民のタクシー利用への助成に係る自治体負担について、バス等への補助に係る負担と同様に、特別交付税の対象に追加するなど財政措置を行うこと。

3 航路の維持確保に向けた財政措置の拡充

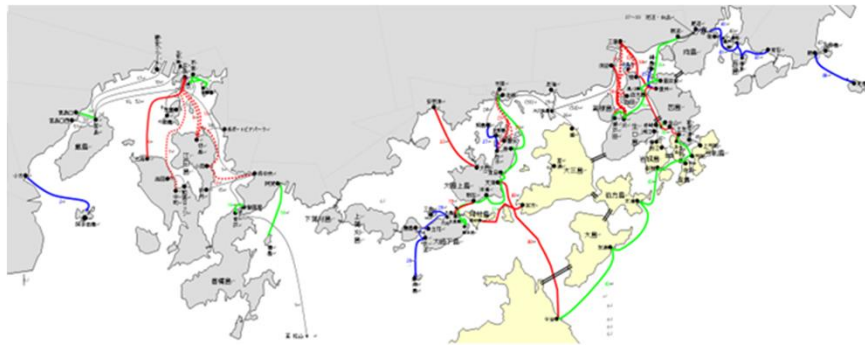
- 地域の生活に必要不可欠であり、県や市町が補助を行っている航路については、国が支援を行っている航路と同様に、船舶の建造に必要な経費の支援が行われるよう、国の地域公共交通確保維持改善事業に新たな補助メニューを追加すること。

【提案先省庁：総務省、国土交通省】

現状／広島県の取組

- 県では「広島県地域公共交通ビジョン」を策定し、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って一体的に取り組みを進めている。

[広島県の航路図]



- 国庫補助航路(7航路) — 市町単独補助航路
- 県独自の補助対象航路(16航路)

- 瀬戸内海では、点在する島々に居住する人々の暮らしを航路ネットワークで支えている。
- 県として維持すべき航路について、県・市町の協調による航路補助に取り組んでいる。
- 県の補助航路における船舶の老朽化が著しい。
[平均船齢:29年 (国庫補助航路は11年)]

課題

- バス、タクシー、旅客船等、地域の公共交通を担う人材の不足によって、路線の減便や一部区間の廃止を余儀なくされるなど、問題が顕在化している。
- 労働時間の規制に関する2024年問題によって、公共交通分野における人手不足がさらに深刻化している。
- 中山間地域では乗合事業が成立しないことから、タクシーが公共交通の役割を担っている地域がある。
- 国の補助制度では離島への唯一航路であることを補助要件としており、瀬戸内海の実情にそぐわない。
- 船舶の建造には多額の費用が必要となり、航路事業者と自治体だけではあまりにも負担が大きい。
- 燃油費高騰や交通GXの流れを踏まえ、老朽化した船舶の更新によって、省エネ・脱炭素化へ対応していく必要がある。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4)安全・安心な暮らしづくり ③持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

- ①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定かつ効率的な公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進、⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上、
- ⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実、⑦立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進

○ 事業に必要な財政措置及び補助対象メニューの拡充等を行うこと。

2 制度等の改定

〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕

○ 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

3 機運醸成・啓発等の強化

〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕

○ 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり
(4) 安全・安心な暮らしづくり
③ 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

将来の都市像

空き家バンクによる
空き家の有効活用



③ 安定かつ効率的な公営住宅の供給

⑥ 公園、緑地等の
オープンスペースの充実

⑦ 立地適正化計画による
都市機能の集約と
居住誘導の促進

ランドバンクの活用
中古住宅の流通促進



④ 建築物の耐震化の促進

⑤ 再開発事業等の促進による
拠点性の向上

都市計画道路等の
整備の促進



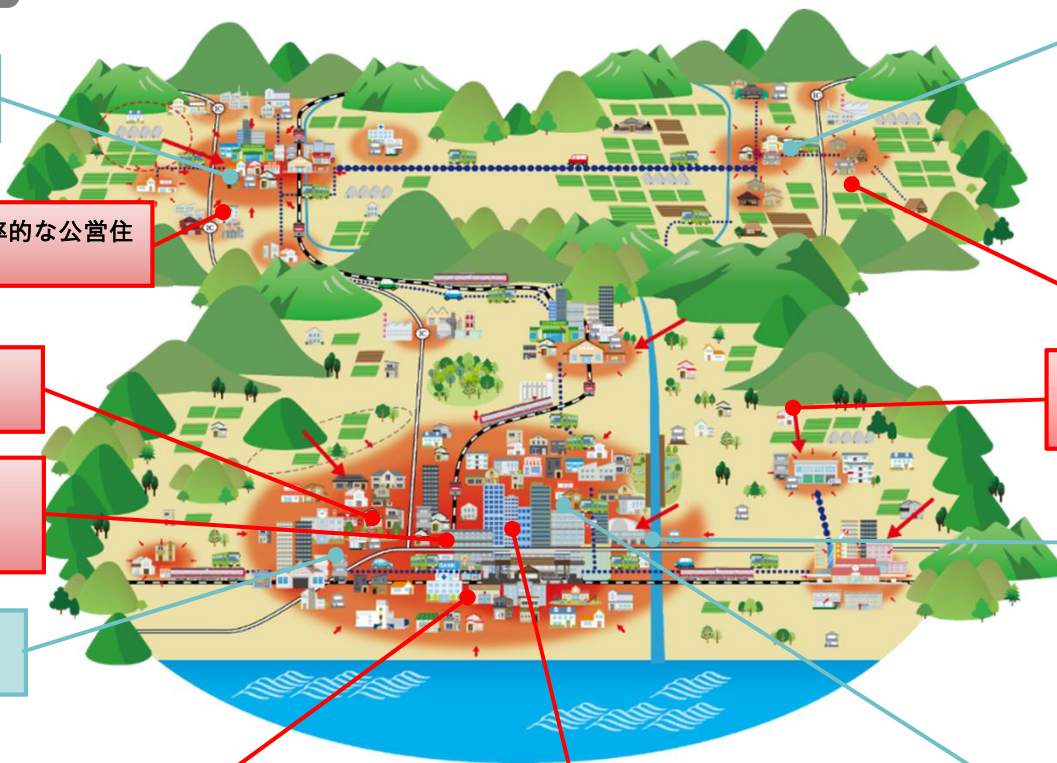
② 空き家対策の強化
(老朽危険空き家の除却)

① 土砂災害特別警戒区域の
逆線引きの推進

流域治水等に対応した
防災指針に基づく
防災・減災まちづくり



ウォーカブルなまちなかの
形成



国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

<p>都市計画制度による <u>土地利用規制が円滑に 進む環境整備</u></p>	<p>○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制について、積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付けるとともに、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。</p>
<p>財政措置の拡充</p>	<p>○ 地権者等の調査、都市計画の図書作成等にかかる費用について、集約都市形成支援事業等の国の支援メニューの対象とすること。</p>

② 空き家対策の強化

<p>空家法の推進に係る <u>事務の効率化・円滑化 への支援</u></p>	<p>○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。</p>
<p>財政措置の拡充(国庫 補助要件の緩和)</p>	<p>○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。</p>
<p>不動産関連情報の流通 <u>環境の整備における 連携強化</u></p>	<p>○ 不動産流通市場の活性化に向けて、不動産関連情報の整備及び保有機関の連携強化を推進すること。</p>

国への提案事項

③ 安定かつ効率的な公営住宅の供給

<u>更新時期を迎えた 公営住宅の長寿命化 や建替えへの支援</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 高度経済成長期に集中して建設された県営住宅の建替事業が計画的かつ着実に実施できるよう、公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。
--	--

④ 建築物の耐震化の促進

<u>民間建築物等の 耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物などについて、財政措置(補助限度額及び補助率の引き上げ等)の更なる拡充を図ること。
<u>社会福祉施設等の 耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう継続的な財政措置と補助制度の見直しを図ること。
<u>住宅の耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅の耐震改修等に対する財政措置(補助限度額及び補助率の引き上げ等)の更なる拡充を図ること。○ 耐震改修工事のコストを抑えた工法の積極的な普及促進を図ること。○ 高齢者を対象に耐震改修費用の融資を行うリ・バース60について、金融機関の取り扱いが広がるよう普及促進を図ること。
<u>国民への啓発強化</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

継続的な財政措置	<ul style="list-style-type: none">○ 広島県の中核拠点性向上に資する第一種市街地再開発事業について、基町相生通地区は令和9年度に高層棟が竣工予定であり、広島八丁堀3番7番地区においても令和8年度から新たに事業を開始することから、事業の着実な推進に必要な財政措置を図ること。
----------	---

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

継続的な財政措置	<ul style="list-style-type: none">○ 都市公園等について、集中的に更新時期を迎える施設の対策や、バリアフリー化など誰もが安心して利用できる環境づくり、民間活力の導入など利用者ニーズに応じた施設の充実化などを着実に推進するために必要な財政措置を図ること。○ 令和8年度からバリアフリー化の補助対象外となった県立都市公園について、補助対象とすること。
補助要件の緩和	<ul style="list-style-type: none">○ 小規模な公園を管理する自治体においては、老朽化対策の交付要件(事業費、公園面積等)が厳しく、負担が大きくなっているため、補助要件を緩和すること。

⑦ 立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進

継続的な財政措置	<ul style="list-style-type: none">○ 持続可能なまちづくりの実現に向けた居住誘導の取組を着実に実施するため、立地適正化計画に基づく都市機能誘導施設の整備等に係る都市再生整備計画関連事業(社会資本整備総合交付金及び都市構造再編集中支援事業補助金など)に対し、必要な財政措置を図ること。
----------	--

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現 状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住(推計)
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所
⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要。
※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること
- 令和6年度に全国に先駆けて県全域での逆線引きを完了し、令和7年度から2回目の取組に着手。

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・令和10年度に2回目の逆線引きを完了。
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了。
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする。

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正。
 - ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止。
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた。
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4)安全・安心な暮らしづくり

- ③持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

課 題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明しながら進めているが、所有者が特定できないことや取組内容が知られていないことなどにより、理解を得るのに時間を要している状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、地権者等の調査や都市計画手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要である。

② 空き家対策の強化

現 状

- 「広島県空き家対策対応指針」に基づき総合的な空き家対策を推進しており、空き家ポータルサイト「みんと。」などで空き家の利活用促進、空き家所有者・相続予定者の行動変容に向けた取組を強化している。
- 中古住宅の流通促進を図るため、「居住誘導及び中古住宅の需要拡大に向けた官民連携プロジェクト DIG:R HIROSHIMA」、「不動産関連情報の一元化・オープン化による市場活性化」に令和5年度から着手している。

空き家の現状	114,700戸※1	推 移	H15	H20	H25	H30	R5
			66,100戸	84,600戸	101,400戸	114,200戸	114,700戸

※1 住宅・土地統計調査(R5年10月1日現在)の集計結果のうち、賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人に住んでいない住宅戸数。

課 題

1 空き家対策の推進には、市町の事務負担を軽減するような事務の効率化・円滑化への支援が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとある^(※2)が、仕組みや基準が不明確なため、地方税法において明確化してほしいとの意見が出ている。
※2 「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について(平成27年5月26日付総税固第42号)
- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。

2 市町による行政措置の加速に向け、国庫補助活用時の事務負担の軽減が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難である。市町による行政措置を加速するため、代執行による空き家除却に係る国庫補助要件緩和が必要である。

3 都市部の住宅ストックの活用促進に向け、不動産関連情報の流通環境の整備が必要

- 本県では、データ連携基盤(DoboX)を活用した不動産関連情報の一元化を進めており、「不動産情報ライブラリ」で公開されているデータなどを集約し、消費者や事業者が地域の利便性、安全性、住宅に関する情報(マンションの管理状況、推定空き家の分布など)を地図上で重ね合わせて閲覧できるサービスを令和6年度から提供している。データの利活用を更に促進するためには、国や民間企業などが推進する取組(不動産ID、都市計画情報のオープンデータ化、住宅履歴情報など)との連携強化が必要である。

③ 安定かつ効率的な公営住宅の供給

- 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり
- (4)安全・安心な暮らしづくり
- ③持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編計画」により、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

[現状]

○ 昭和40～50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

[広島県の取組]

○ 人口・世帯数の減少も踏まえ、県営住宅の総量を中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、安定かつ効率的な供給に取り組むこととしている。

○ 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、将来の収支見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課題

● 計画的な長寿命化工事等を行い、事業量の平準化を行う必要がある。また、極力事業量を平準化した場合でも、毎年200戸程度の建替工事を行う必要があることから、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。

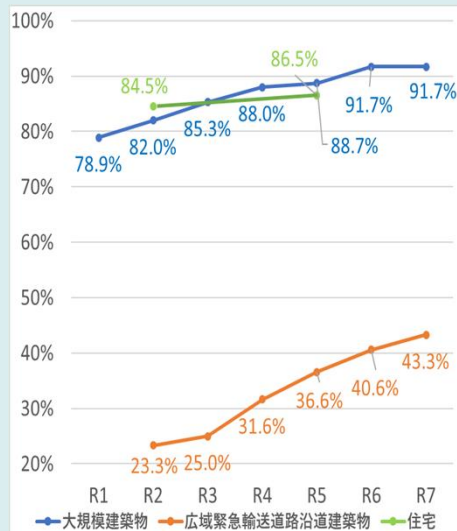


④ 建築物の耐震化の促進

現状

- 「広島県耐震改修促進計画(第3期計画※)」に基づき、耐震診断義務付け建築物及び住宅の耐震化に係る所有者の支援に重点的に取り組んでいる。
 - 耐震診断義務付け建築物及び住宅の耐震化率はそれぞれの目標に向け、補助制度の普及に取り組んでいるが、申請件数が伸び悩んでいる。
- ※次期(第4期)計画は、令和8年度中に策定予定。

広島県の耐震化の状況



[大規模建築物※1]

残り20棟/240棟
 耐震化率: 91.7%(R7年度)

[広域緊急輸送道路沿道建築物※2]

残り127棟/224棟
 耐震化率: 43.3%(R7年度)

[住宅]

補助累計実績: 201戸(R3~R7年度)
 目標戸数: 1,500戸(R3~R7)
 耐震化率: 調査中

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの。

※2 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年6月)に定める広域緊急輸送道路のうち、大規模地震時に通行を確保すべきとして、広島県耐震改修促進計画(第2期計画平成28年3月)で指定された道路の沿道の建築物

課題

[耐震診断義務付け建築物]

- 補助を活用してもなお、所有者の自己負担が大きいことや、耐震改修等の工事が賃貸事業者等の営業活動に支障となることを要因として、耐震化に前向きな所有者が少ない。

[住宅]

- 多くの所有者が高齢者であり、補助を活用してもなお所有者の自己負担が大きいこと等から、耐震改修等の工事に前向きな所有者が少ない。

[既存の補助メニューにおける補助率、補助限度額]

- ・耐震改修・建替え(総合支援メニュー)
 補助率80%・補助限度額115万円
- ・除却(個別支援メニュー)
 補助率23%・補助限度額97.86万円

- 高齢者を対象に耐震改修費用の融資を行うリ・バース60について、制度の普及が進んでいない。

[リ・バース60に係る県内の対応状況(R8.4)]

補助制度創設2市/23市町、取扱金融機関数2

[普及・啓発活動]

- 耐震性がない建築物の所有者に対して、耐震改修の必要性を広く周知できていない。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4) 安全・安心な暮らしづくり

③ 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

現 状

[現状]

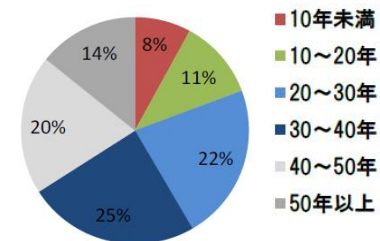
○ 広島市都心部は、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。

[広島県の取組]

○ 平成29年に広島市と策定した「ひろしま都心活性化プラン」に基づき、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けて、基町相生通地区及び広島八丁堀3番7番地区の第一種市街地再開発事業を広島市と連携し支援している。



楕円形の広島市都心のイメージ



広島市都心部における建物の築年数の割合
(平成26年度広島市都心部実態調査より)

※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進。

課 題

[継続的な財政措置が必要]

- 基町相生通地区(事業期間:R4～R11、総事業費:約580億円)は、物価高騰の中、令和9年度の高層棟竣工を予定している。
また、基町相生通地区に近接する広島八丁堀3番7番地区についても令和8年3月に都市計画決定し、新たに事業を開始することから、継続的な財政措置が必要。

[事業の必要性]

- 基町相生通地区は、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業である。
また、広島八丁堀3番7番地区は、国際交流拠点等の整備により、国際競争力等の向上につながる事業である。
これらの事業は、県の中核拠点性を向上させ、県全域の発展に寄与するものである。

[整備イメージ]

(基町相生通地区)



高層棟

(広島八丁堀3番7番地区)



高層棟低層部

(事業間の位置関係)



引用元: ひろしま地区ナビ

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」(計画期間:令和4~12年度)を策定し、県立都市公園における利用者ニーズに応じた施設の充実化の取組を進めている。

現状／広島県の取組

[現状]

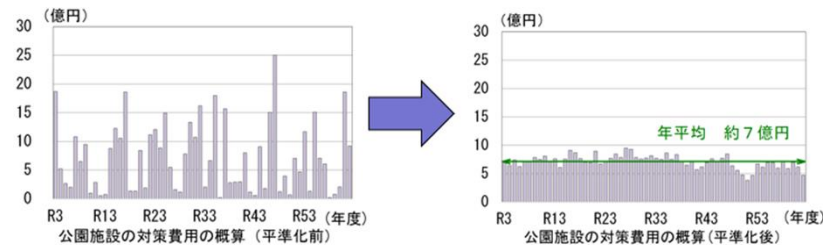
- 本県では、開園から長期間が経過し、老朽化対策を必要とする公園施設が増加している。

【参考】びんご運動公園【供用開始:平成5年10月】32年経過
みよし公園 【供用開始:平成3年10月】34年経過
せら県民公園 【供用開始:平成18年4月】20年経過

- 公園のバリアフリー化が必要な箇所も数多く残っているが、県立都市公園は令和8年度からバリアフリー化の補助対象外となった。

[広島県の取組]

- 公園施設長寿命化計画を作成し、施設毎に優先順位を付けて老朽化対策に取り組んでいる。



【参考】県立3公園施設の老朽化対策費用(単独含む)

- 誰もが安心して利用できる環境づくりの取組として、施設毎に優先順位を付けてバリアフリー化や感染症対策に取り組んでいる。
- 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の更新・充実化に取り組んでいる。

課題

- 計画的な老朽化対策やバリアフリー化の着実な実施、利用者ニーズに応じた施設の充実化を図るためには、確実な財政措置が必要。
- トイレの衛生環境の改善を図るため、「都市公園における感染症対策」も継続的な対策が必要。
- パークPFIなど、国が重点事業としている民間活力を導入した施設整備や公園管理運営の品質向上等に資する取組を推進するための確実な財政措置が必要。
- 小規模な公園を管理する自治体の財政負担が大きいため、老朽化対策における公園面積や事業費等の補助要件の緩和が必要。

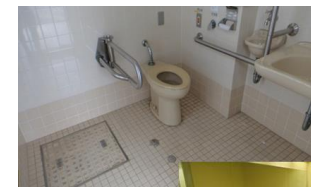
【官民連携型賑わい拠点創出事業事例】

○びんご運動公園特定公園施設の整備
(アーバンスポーツパーク)



【トイレのバリアフリー化・感染症対策】

○多目的トイレ・トイレ手洗い場【現況】



⑦ 立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり
 (4) 安全・安心な暮らしづくり
 ③ 持続可能なまちづくりの実現に向けた
 良好な居住環境整備等の推進

現 状

[現状]

○ 本県では、急激な人口減少・超高齢化社会を迎え、都市の中心部では、空き地や空き家がランダムに発生する都市のスポンジ化が進んでおり、郊外では拡散した低密度な市街地が形成されるなど、行政及び生活サービス水準の低下や公共交通ネットワークの縮小などが懸念されている。

[広島県の取組]

- このため、地域特性や規模に応じた拠点ごとに必要な都市機能の集約や、拠点間が最適な公共交通ネットワーク等で結ばれた、「持続可能な集約型都市構造」の形成に向け、県内市町と連携して取り組んでいる。
- 特に、「盛土規制法の運用」や「市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組」など、全国に先駆けた取組も実施しているところ。
- 県内市町においても、都市計画区域を有する全市町で立地適正化計画の策定に向けた検討が開始されるなど、全国有数の「コンパクト・プラス・ネットワーク」先進県となっている。

立地適正化計画作成状況	市町数(全20市町)R8.4末時点
策定・公表済	17市町
作成中・作成予定	3市町

課 題

[継続的な財政措置が必要]

- 市町においては立地適正化計画の評価・見直しによる実効性向上に取り組むとともに、計画に位置付けた都市機能誘導施設の整備等による居住誘導の取組を、都市再生整備計画関連事業として重点事業に位置付け実施しているところであるが、多額の事業費が必要。
- 一方、都市再生整備計画関連事業は、全国的な事業量の増加により、国費確保が難しい状況であり、各市町においては単独費の充当や事業スケジュールの調整を余儀なくされている状況。
- 計画的な整備による居住誘導の実現に向け、安定的な予算総額の確保と、重点的な予算配分が必要。

県内実施予定箇所

<ul style="list-style-type: none"> ・福山駅周辺地区(2期) ・神辺駅周辺地区 ・五本松公園周辺地区 ・呉駅周辺地区 ・西条駅周辺地区 ・大竹地区 ・玖波地区 ・三次十日市地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・三原円一エリア・三原内港周辺地区 ・本郷駅周辺(2期)・東本通地区 ・竹原中心市街地地区(2期) ・廿日市地域医療拠点等整備地区(2期) ・新機能都市開発事業地区 ・未来物流産業団地造成事業地区 ・東広島入野産業団地地区
---	---

合計 15 地区

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4) 安全・安心な暮らしづくり ④海洋プラスチックごみ対策の推進

国への提案事項

1 自治体と企業等との連携によるプラスチック対策への支援強化

- 本県では、幅広い企業や団体等が一体となって海洋プラスチックごみ対策に取り組む「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、ワンウェイプラスチックの使用量削減及びプラスチック代替素材の普及、資源循環に係る商品・サービスの利用定着を促す新たな取組を開始する等、社会実装化に向けた地域づくりを進めている。これらは、海洋プラスチックごみの削減やカーボンニュートラル、循環経済の実現に資するものであることから、国における関連予算等において、地方自治体への財政的支援を拡大するとともに、より実効性のある制度や仕組みを構築すること。

2 漁業系プラスチックごみ削減に向けた取組の拡大

- 漁業系プラスチックごみの削減は全国的な課題であることから、環境に影響が少ない資材への転換や効率的な回収システムの構築、リサイクル技術の開発に取り組むこと。

【提案先省庁:水産庁、経済産業省、環境省】

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4) 安全・安心な暮らしづくり

④ 海洋プラスチックごみ対策の推進

現状／広島県の取組

- 県では、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指して「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立し、多様な事業者や市町等と連携しながら、プラスチックの使用量削減や流出防止などの取組を進めている。
- 瀬戸プラネットやサーキュラーパートナーズの発足、プラスチック汚染対策に関する国際条約の交渉継続など、プラスチックごみの発生を抑制し、持続可能な形で資源を有効利用していくための仕組みづくりが進められており、こうした国内外の動きとも連動しながら、取組の更なる推進を図る必要がある。
- かき養殖資材の流出対策については、全ての生産者が処理計画を作成し、作業場でのパイプ回収や、使用・保管中の発泡フロートの固定など流出防止に取り組んでいる。また、かき養殖に用いるパイプは生分解性の素材開発が進められ、発泡フロートについても樹脂コーティングによる長寿命化や、個体管理の取組などが始まっている。
- R7年度から、県漁連がかき養殖で不要になった発泡フロートを燃料ペレット化する施設が本格稼働しており、R8年度から、県が栽培漁業センターでこれを熱源利用する施設の稼働を目指し、整備を進めている。

課題

- 「プラスチック資源循環促進法」(R4.4施行)や「成長志向型の資源自律経済戦略」(R5.3策定)等に基づき、代替素材商品の社会実装やプラスチックの資源循環に係る自治体と企業等との連携した取組の一層の推進が必要であるが、自治体への支援や、自治体を核とする施策に充当される財政支援は、一部にとどまっている。
- プラスチックごみの大幅な排出抑制(リデュース)やリユースに資する製品・サービス等が市場で優先的に選択されるよう、より実効性のある制度や仕組みを検討し、構築していく必要がある。
- パイプの流出対策については、養殖作業の過程で回収し、流出防止に取り組んでいるが、台風などの自然災害や過失による流出など取り残しがあり、流出ゼロに至っていない。また、生分解性パイプや発泡フロートの樹脂コーティングについては、価格面や素材の柔軟性などの課題が現場導入の障壁となっている。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4) 安全・安心な暮らしづくり ⑤有機フッ素化合物対策の推進

国への提案事項

1 米軍川上弾薬庫周辺住民の安心・安全のための取組の推進

- 川上弾薬庫に関して、泡消火薬剤の保有及び使用の履歴(時期・場所・量・漏出の有無等)についての詳細な調査と公表、水質・土壌調査の実施(特にヘリパッド周辺)と数値の公表、原因が弾薬庫内にあると考えられる場合の対応方針の公表など、必要な対応の実施及びその公表が早急に行われるよう米軍へ働きかけること。
- 米軍による水質・土壌調査が実施されない場合には、県及び市による弾薬庫内への立入と水質・土壌調査等の実施について、米軍へ働きかけること。

2 その他の住民の安心・安全のための取組の推進

- PFOS等の健康影響等に関する情報発信の充実を図ること。
- PFOS等の水稻以外の農作物への影響評価の知見を速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

3 PFOS等への対策実施に係る具体的方法の策定

- PFOS等の発生源特定調査・汚染除去等の対策に係るマニュアルの策定など、具体的な方法を提示すること。

4 PFOS等に係る自治体の各種取組に対する財政的支援

- 自治体の継続モニタリング調査や住民への地域保健活動等の取組に対して、財政措置を講じること。

【提案先省庁：総務省、外務省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省】

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり
(4) 安全・安心な暮らしづくり
⑤有機フッ素化合物対策の推進

現状／広島県の実施

- 令和6年9月、防衛省から、過去、主に川上弾薬庫内北東部のヘリパッド周辺において、PFOSを含む泡消火薬剤を使用した訓練等が行われていた、と回答があった。この事実は、これまでの調査で確認した弾薬庫内北東部の敷地から流れ出る水から高濃度のPFOS等が検出された事実と矛盾するものではなく、敷地内における環境調査の必要性がさらに高まっているが、この回答から2年近く全く進展がみられていない。
- 指針値を著しく超過している地下水について、生活用水として使用することについての不安の声があるが、知見がなく、説明に窮している。
- 自治体と連携して地域住民の健康不安に寄り添えるよう、健康相談等に取り組んでいるが、健康不安は解消されていない。
- 令和7年8月に国の調査・研究が公表され、水稻については玄米へのPFOS等の移行・蓄積はほとんどなく、生産現場においては追加的な対策が必要ないことが示された。
- 自治体が高濃度検出地域を中心とした広範囲の継続調査や住民への健康相談などの対応を実施している。

課題

- 防衛省からの回答は、これまで求めてきた内容の一部にとどまっており、川上弾薬庫の詳細な情報等について、未だ明らかになっていない部分があり、原因が特定できていない。
- 環境中からの除去等の方法が確立されておらず、対策に多大な費用を要する、又は、長期に渡って県民生活に影響が出る。
- 簡便な検査方法が確立されておらず、環境調査に多大な費用と時間を要する。
- 健康影響に関する科学的知見が集積されていない。
- 水稻以外の農作物に対する影響や対策が明らかでないことから、市町等に対して適切な助言ができない。
- 事案発生自治体においては、対応に想定外の費用が必要となっているにもかかわらず、財政的な支援がない。

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(4)安全・安心な暮らしづくり ⑥米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないため、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効性のある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

3 自治体への財政措置の拡充

- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。

〔新たな財政措置の方法例〕 ～ 防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)

- ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の県・市町への交付金の創設
- ・学校等の防音対策基準の見直し

国への提案事項

4 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。

【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30. 3完了)により、騒音被害が拡大。
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても増大。

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	移駐完了後8年平均 (平成30～令和7年度)	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	7,563回	3,691回 (2.0倍)
(主な地点)	岩国飛行場周辺	2,322回	4,030回	1,708回(1.7倍)
	訓練空域下	697回	856回	159回(1.2倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、基地近辺の騒音にしか対応していないため、現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外。

【米空母艦載機部隊配備特別交付金】〔対象市町村〕：施設所在地と、隣接市町村

【再編関連特別地域整備事業補助】〔対象都道府県〕：施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】〔対象市町村〕：特定防衛施設所在地



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも被害対策が実施できるよう改正が必要。

- オスプレイに関し、訓練に係る飛行高度の引き下げや、令和5年11月の屋久島沖での墜落事故、岩国基地への配備等を受け、県民から不安の声が寄せられている。

【令和5年6月 日米合同委員会合意】

沖縄県を除く日本国内の山岳地帯において、安全を確保し、かつ地域住民の生活環境への影響を最大限に回避した上で、200フィート(約60m)までの高度で飛行訓練を実施する。(従前は500フィート以上の高度で飛行)

5 核兵器のない平和な世界の実現

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 核兵器使用のリスクを防ぐ唯一の方法は廃絶しかないと認識に立ち、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の想いをしっかりと受け止め、国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 安全保障環境が厳しさを増す中、唯一の戦争被爆国として核兵器国と非核兵器国、及び分断する核兵器国間の橋渡しを行い、核兵器廃絶へ向けた強いコミットメントを示すこと。
 - ・ 核兵器不拡散条約(NPT)第11回運用検討会議において政府が示す取組を進め、「核兵器のない世界」の実現に向けNPT体制の維持・強化への積極的な貢献を行うこと。
 - ・ NPTと核兵器禁止条約(TPNW)は相互に補完するものであることを認識し、早急にTPNWへの署名・批准を行うこと。少なくとも、今年11月開催予定の再検討会議にオブザーバー参加すること。
 - ・ 本県が設置準備を進めている「核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合(仮称)」へ参加し、被爆国としての知見を活かし、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、国際社会の合意形成をリードすること。
- 「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の取組と本県が進める平和に関する取組において、互いに協力・連携し、核抑止に替わる安全保障の提案など、「核兵器のない世界」に向けた具体的な取組を推し進めること。

3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- 核兵器の非人道性について深く認識し、核兵器廃絶に向けた信念を共有する契機となるよう、世界各国の政治指導者に被爆地への訪問を働きかけること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、G7広島サミットをはじめとする国際会議開催の成果を踏まえ、国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁:外務省】

5 核兵器のない平和な世界の実現

現状/広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」の下、3か年推進計画（令和7～9年度）に基づいた、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくり、②多国間枠組みの形成を目指した国際社会への働きかけと賛同者の拡大、③次世代平和人材の育成、④持続可能な平和推進メカニズムの基盤整備、の4分野に注力した取組を実施。
- 被爆80年を迎えた昨年11月、「へいわ創造機構ひろしま(略称:HOPE)」を、一般社団法人化し、広島が国際平和拠点となり、核兵器のない平和な国際社会の実現という使命と役割を果たしていくため、平和に関する資源の集積機能等を備えるとともに、その活動を拡大。
- 核兵器廃絶に向けた具体的プロセスやその行動についての研究を進めるため、SIPRI(※)など海外の研究機関と連携した調査研究に取り組むとともに、新たに英国のシンクタンクBASICと連携し、若手研究者の育成を行う。
- ビジネスによる平和の取組を浸透させるため、国連が、次期国連開発目標を念頭に検討を進める「Beyond GDP」の枠組みにおいて、平和の重要性が認識され、企業による平和貢献が位置づけられるように取り組む。

(※)「ストックホルム国際平和研究所」
平和の促進のため、紛争や武器、軍備管理、軍縮などに関する研究を行う。

課題

- 安全保障関連3文書の年内改訂等をめぐり、歴代政権が堅持してきた非核三原則について、一部で見直しについての議論が、取りざたされている。
- ロシアによるウクライナ侵略の長期化、中国・北朝鮮の核兵器開発の進展や、欧州などにおける核抑止力への依存強化など、核兵器が使用されてはならないとする「核のタブー」が危機に瀕している。
- 核兵器不拡散条約(NPT)及び、核兵器禁止条約(TPNW)をめぐり、核兵器国と非核兵器国の分断が続いているほか、核兵器国同士の分断等が続き、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しい。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。
- 人道性及び安全保障、持続可能性からのアプローチにより、国際社会の分断を乗り越え、核軍縮に向けた国際的合意形成を図る必要がある。

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(1)人口減少等を踏まえた地方分権改革の推進

国への提案事項

人口減少、デジタル技術の進展など、社会情勢の変化を踏まえた上で、次のような観点から、地方分権改革の議論も併せて推進していくこと。

1 法令による義務付け・枠づけの更なる緩和など

- 地方が自らの権限に基づき、地域の実情に合わせた創意工夫を実行できるよう、国から地方への権限移譲や、地方の事務処理の効率化に向けた義務付け・枠づけの更なる見直しを進めること。
- また、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、設定された基準については廃止又は参酌基準化するなど、国の過度な関与を見直すこと。

2 地方分権型道州制を含めた新たな地方制度の検討

- 地方分権型道州制をはじめ、社会情勢の変化に対応した新たな地方制度のあり方についても、令和8年1月に発足した地方制度調査会などで、積極的に議論を行っていくこと。

【提案先省庁：内閣府】

現 状／課 題

1 国と地方の役割分担の適正化

● 背景

地方分権改革から30年が経過しても、国が強大な権限と財源を背景に地方を統制している状況であり、地方分権改革は「道半ば」の状況である。

急速な人口減少により、特に市町の人材が不足する状況においても将来にわたり、地域の特性に応じた行政サービスを提供していくためには、社会情勢や地域の変化を踏まえ、国と地方の役割を見極めた上で、権限と財源を適切に配分することが重要。

● 第34次地方制度調査会の設置

令和8年1月19日に設置された地方制度調査会は、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」ことを諮問された。

2 地方分権型道州制を含めた新たな地方制度の検討

国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。

しかし、平成30年に自由民主党道州制推進本部が廃止、令和8年の衆議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、引き続き、次の点に的確に対応すること。

1 特例措置に依存しない持続可能な制度の確立

令和8年度地方財政計画においても、臨時財政対策債の新規発行額は計上されていないものの、地方財政は依然として巨額の借入金残高を抱えており、引き続き、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて取り組むこと。

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

(1) 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が責任をもって人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供できるよう、地方単独事業も含めた歳出の計上を行うとともに、地方の税收動向を的確に反映し、令和9年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

また、企業誘致や観光誘客など、地方の努力によって税收が増加した場合に、努力した団体がより税收増の実感を得られ、地域経済活性化に向けた取組の充実につながられるよう、地方の税收確保努力に対するインセンティブの強化について検討すること。

(2) 物価上昇等の影響の地方財政計画への的確な反映

物価や賃金が上昇する中、地方歳出は、会計年度任用職員を含む給与関係費や投資的経費、維持補修費の増加のほか、金利上昇に伴う公債費の増加など、様々な経費の増加により、徹底した歳出の効率化に取り組んでもなお必然的に拡大しており、厳しい財政運営を迫られている。

また、国から官公需の適切な価格転嫁を強く求められている中で、行政サービスの水準を落とすことなく、価格転嫁を円滑に進めていくことができるよう、地方財政計画の策定に当たっては、これらの経費の増加を歳出全体に的確に反映すること。

国への提案事項

3 臨時財政対策債等の償還財源の確保

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を確実に確保すること。

4 公共施設等適正管理事業債の期限延長

公共施設等適正管理事業債については、引き続き、長寿命化対策が完了していない学校施設があることに加え、老朽化の著しい各種ホールや公園施設等、その他の公共施設の長寿命化対策や施設総量の適正化を図る必要があることから、制度を延長すること。

また、市町を含む庁舎等の公用施設も同様に、長寿命化対策や施設総量の適正化を図る必要があることから、公用施設においても活用できるよう制度を拡充すること。

国への提案事項

5 自動車関係諸税の見直し、いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に係る財源確保

ガソリン税及び軽油引取税の当分の間税率や自動車税環境性能割の廃止に伴う、地方の減収については、国の責任において、安定財源を確保すること。

また、いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に伴う地方負担についても、国の責任において、確実に財源を確保するとともに、給食費の抜本的な負担軽減については、地域の実情等を踏まえて、基準額を見直すこと。

6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和8年度から道府県民税利子割に係る清算制度が導入されることとなったが、引き続き、行政サービスの地域間格差が生じないように、特に地方法人課税の見直しを含め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むこと。

また、現在、国において議論が行われている消費税の減税については、消費税は社会保障を支える重要な財源であることや、地方の財政運営への影響等を考慮し、丁寧に議論を進めること。

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 新たに創設された「地域未来交付金」においては、前身の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」と同様、交付金のスキームとして、複数年間の事業内容等が具体的に決まっている取組が対象となっている。このため、試行錯誤しながら行う事業は対象になりにくい。
- こうした事業は、その試行錯誤の過程を通じて、イノベーティブなアイデアや取組を生み出し、成果獲得の確度の高い施策の実施につながるものであるため、本交付金の対象となるよう、要件の緩和やKPIの柔軟な設定など、弾力的な運用をすること。
- 今後、地域未来戦略におけるクラスター計画に基づく取組を地方が積極的に推進できるよう、これらの取組に活用可能な「地域未来交付金」の増額や、現在検討を進められている新たな財政措置を行うこと。
- また、地方創生の要である、地域経済の活性化に向けて、産業振興に取り組む自治体の努力がより評価されるよう、地方交付税の算定にあたっては、産業振興の成果等を基に算定される「地域の元気創造事業費」において、算定方法を見直すこと。

国への提案事項

■ 県・市町共同による防災人材の確保・育成に向けた取組への支援

- 「地方公務員の人材育成・確保に係る地方財政措置」について、全国初の取組として、県と市町が共同して防災人材を確保・育成することを目的に設置した協議会が行う研修・訓練の経費や、防災人材を県から市町に派遣する場合の経費に関して、要件を緩和し交付対象を拡充すること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省】

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状及び課題

- 令和8年度地方財政計画では、前年度と比べ3.7兆円増の67.5兆円の一般財源総額が確保されるとともに、昨年度に引き続き、臨時財政対策債の新規発行額がゼロとなるなど地方財政の健全化が進められたところ。

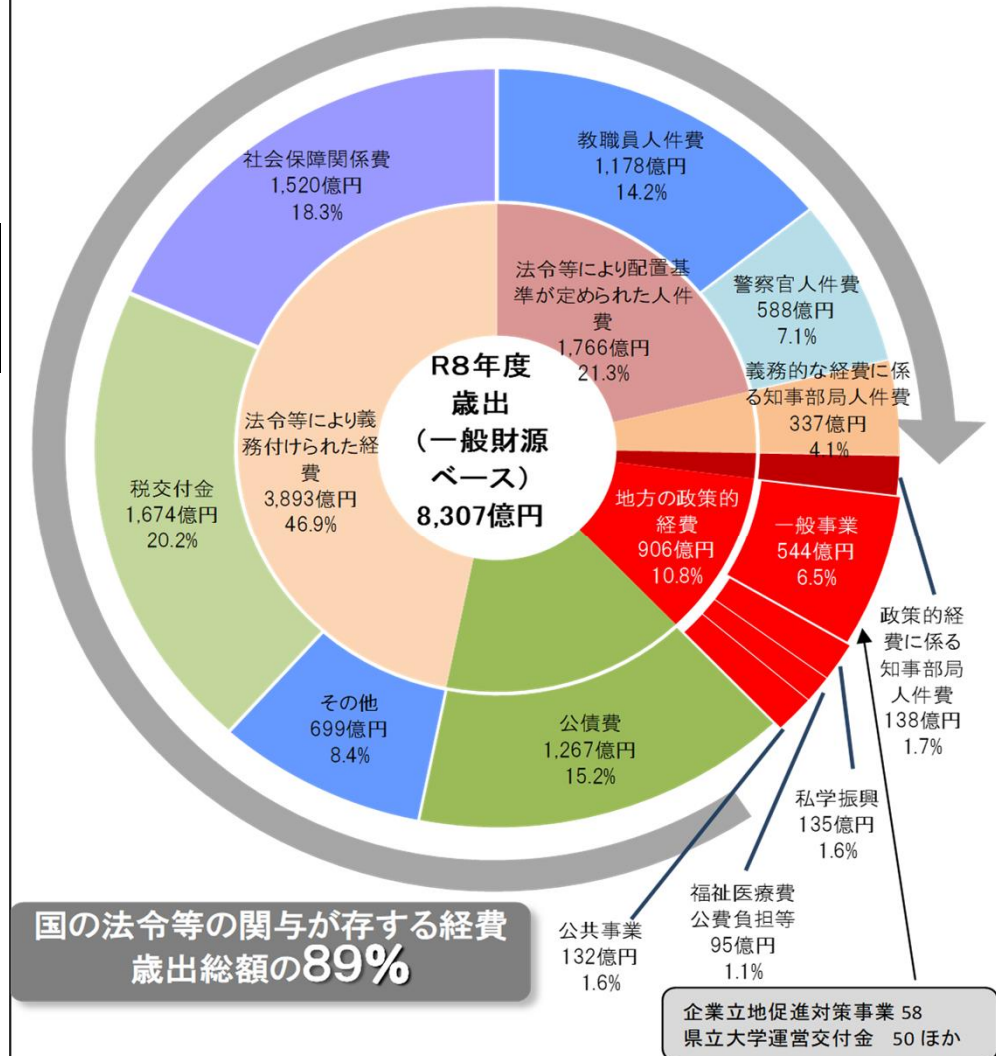
◆一般財源総額(水準超経費除き)

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R7地方財政計画	63.8兆円	48.4兆円	19.0兆円	—
R8地方財政計画	67.5兆円	51.0兆円	20.2兆円	—
前年度比	3.7兆円	2.6兆円	1.2兆円	—

※端数処理の関係で内訳で一致しない場合がある。

- 広島県の歳出総額 1兆1,514億円(R8年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは8,307億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存在するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

広島県の歳出構造(令和8年度当初予算)



6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

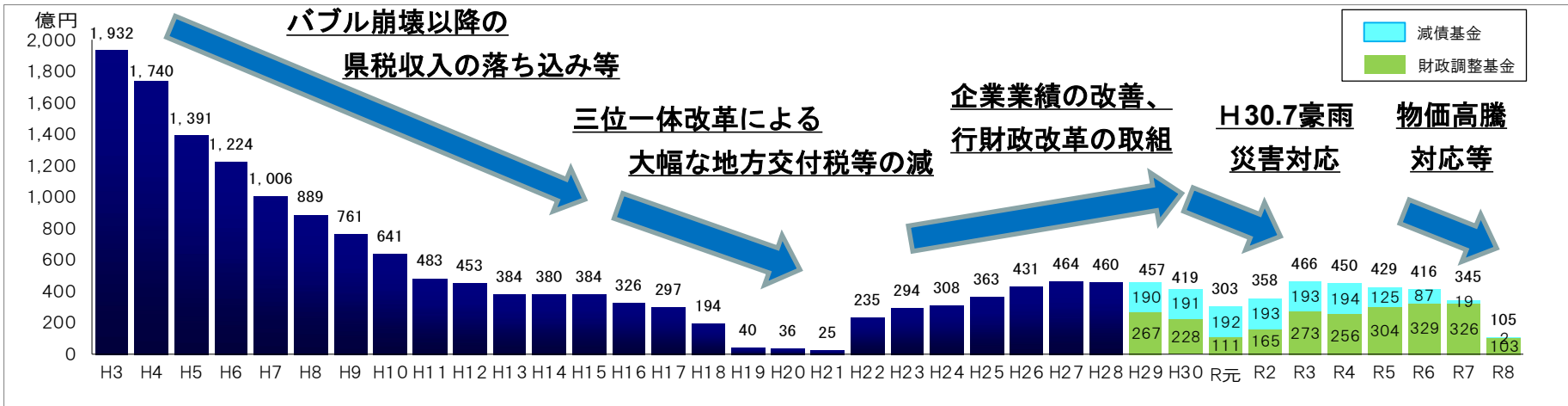
現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、一時は、残高が100億円を下回る状況となったが、県税収入の増などにより令和3年度末には、平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和5年度以降は、物価高への対応などにより、基金残高が減少傾向。

課題

- 近年、各地方団体の基金残高が増加していることから、残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
 本県における財源調整的基金の増加は、景気変動による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態が生じた際は一瞬で激減するものである。
 こうしたリスクに対して、地方が柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。
 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
 グラフ数値は年度末残高であり、R5年度までは決算値、R6年度は2月補正予算後の見込み、R7年度は当初予算編成時の見込み。

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／施策の背景・経緯

【自動車関係諸税の見直しやいわゆる高校無償化・給食費の抜本的な負担軽減に係る財源確保】

- 令和8年度地方財政計画において、ガソリン税及び軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止に伴う地方の減収については、地方特例交付金により全額が補填されることとなっている。
- また、いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に伴う地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方交付税措置を講じることとなっている。

◆自動車関係諸税の見直しによる減収見込額(令和8年度)

税目	広島県	全国
軽油引取税	105億円	4,297億円
地方揮発油譲与税	4億円	296億円
自動車税環境性能割	36億円	1,685億円

※全国の減収見込額は令和8年度地方財政計画から転記

◆いわゆる高校無償化及び給食費の抜本的な負担軽減の影響額

(単位:百万円)

区分		令和7年度	令和8年度	増加額
高校無償化	公立	5,011 (2)	4,924 (1,232)	▲87 (1,230)
	私立	5,238 (0)	11,925 (2,982)	6,687 (2,982)
給食無償化		—	7,861 (3,928)	7,861 (3,928)
合計		10,249 (2)	24,710 (8,142)	14,461 (8,140)

※ 括弧内は一般財源

課題

【自動車関係諸税の見直しやいわゆる高校無償化・給食費の抜本的な負担軽減に係る財源確保】

- ガソリン税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う安定財源の確保については、国において、具体的な方策を検討し、令和9年度税制改正において結論を得るとされている。また、環境性能割の廃止に伴う安定財源の確保については、具体的な方策を検討するとされている。
- いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に伴う地方負担に係る安定財源の確保については、国において、具体的な方策を検討するとされている。

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／広島県の取組

- 前身の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。

課題

- 地方が地方創生に資する取組を進める上では、所要額の確実な確保と、財源が一時的なものでなく恒久的なものであることが必要。
- 現行の交付要件では、複数年間の事業内容とKPIが具体的に決まっている取組が対象となっているなど、まだ要件緩和の余地があると考える。

- R7補正予算において、「地域未来交付金」を創設。
- **R8当初：1,600億円／R7補正：1,000億円**（R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円）。

地域未来交付金

地域未来推進型

地域未来推進型（移住・起業・就業事業）（地域未来交付金の内数で実施）

地域未来推進型（プロフェッショナル人材事業）（地域未来交付金の内数で実施）

デジタル実装型

地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型（地域産業構造転換インフラ整備推進交付金）

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／施策の背景・経緯

- 激甚化・頻発化する風水害や今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害に迅速・的確に対応するためには、防災に関する専門的な知識やスキルを有する自治体職員を確保・育成し、県・市町全体で更なる防災体制の強化を図る必要がある。
- このため、本県では県・市町共同で防災人材を確保・育成するため、令和4年度から県・市町合同で研修・訓練等に取り組むとともに、令和6年度からは「県・市町防災人材協議会」を設置し、地域特性や災害リスクを踏まえた研修・訓練等に取り組み、必要な経費については、県・市町双方が負担し運営することとしている。
- また、県全体の災害対応力を向上させるため、令和4年度から県・市町防災部局間での交流人事を実施しており、令和6年度から採用を開始した「防災職」については、研修・訓練・OJTなどにより育成し、将来的には防災人材の確保が困難な市町に派遣する予定としている。
- 県・市町共同での防災人材の確保・育成について実効性を持って推進していくため、令和7年度に県・市町防災人材協議会において、育成の方策や目標等を明示した「防災人材育成基本方針」を策定したところであり、今後はこの基本方針に基づき、研修・訓練の実施や市町への派遣を行うこととしている。

課題

- 本県においては、防災人材の確保・育成等に係る取組は、県・市町のそれぞれではなく共同で行うことが重要であると考え、県・市町防災人材協議会を取組の実施主体としている。
- 「地方公務員の人材育成に係る地方財政措置」の交付要件は、県・市町それぞれが研修内容等を新たに策定する基本方針に明示する必要があるが、本県のように県・市町合同の協議会の中で、県・市町全体で人材育成を行う取組が想定されていない。
(協議会が策定した基本方針は、県・市町双方の基本方針である。)
- 「地方公務員の人材確保に係る地方財政措置(市町村に専門人材を派遣する取組に対する特別交付税措置)」の交付要件が連携協約の締結に限定されている。
(本県では、協議会が策定した基本方針に基づき、防災人材の確保が困難な市町へ派遣するものであり、これは連携協約と同様に、県と市町の安定的な連携を担保するためのものである。)

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(3) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、地方交付税の個別算定経費である地方創生推進費等により、所要額を引き続き措置するほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの取組に活用できる公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度までとされている期限の延長を行うこと。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

- 本県では、全国に先駆けて市町村合併を進め、合併後のまちづくりに取り組んできたが、県内には、条件不利地域を有する市町が多く、厳しい財政運営を強いられている。

これらの地域において、総合戦略に基づく地域の特色や地域資源を生かした各種施策を着実に実施していくため、必要となる中長期的な財政措置を、引き続き、確実に講じること。

特に、地方交付税算定における条件不利地域への割増や、ソフト分を含めた過疎対策事業債の必要額を確実に措置すること。

【提案先省庁：総務省】

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

現状／施策の背景・経緯

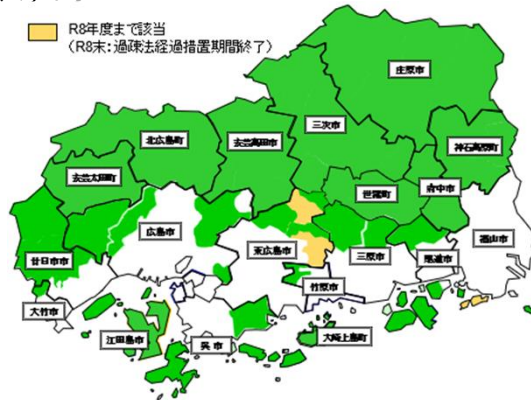
1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進してきた。

令和7年度までで、県内全ての合併建設計画期間(20年)が終了したが、引き続き、県内には条件不利地域を有する市町が多く、総合戦略に基づくまちづくりを着実に推進する必要がある。



6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (3) 市町の財政基盤の強化

課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、地方創生に関する総合戦略への対応や中山間地域の活性化、公共施設等総合管理計画の着実な実施、防災・減災対策など、山積する課題に取り組んでいる。
- これらの課題に対しては、公共施設等適正管理推進事業債の拡充、緊急防災・減災事業債の期限延長などの配慮をいただいているが、こうした取組みは中長期的な視点に立って推進する必要があるとともに、自主的・主体的な地方創生への取組等に係る経費の増加は避けられないことから、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。
- とりわけ、条件不利地域を有する市町は税源が乏しく、厳しい財政運営が続いている。

地方債計画額(関係する事業債)

(億円)

項目	令和8年度	令和7年度
公共施設等適正管理事業	4,500	4,500
過疎対策事業	6,100	5,900